

7 家庭とつながる

- 1 端末持ち帰り
- 2 臨時休業中の学びの保障
- 3 オンライン指導・オンライン活用

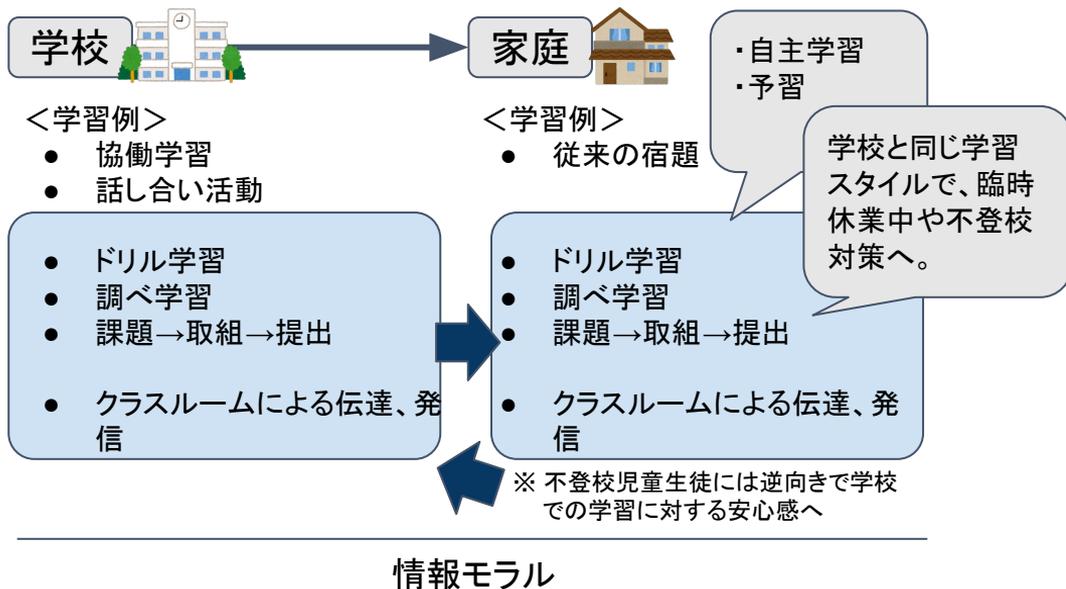


7-1-1 端末持ち帰り

GIGA端末の持ち帰りについて

GIGA端末を家庭へ持ち帰り、活用を進めることで、校内という場所の制限や、授業時間内という時間的な制約を超えて、子どもたちが自主的に学ぶ環境を提供することが可能となります。また、授業中と同じ活用方法を家庭でも継続して行うことで、臨時休業中の学びや、不登校傾向のある児童生徒の学びの保障へとつなげることができます。

GIGA端末の持ち帰り時の活用イメージ



端末等持ち帰りまでの流れ (年度初めからを想定)

A. 準備 ↓	<ul style="list-style-type: none">家庭のインターネット接続状況の確認。保護者への説明や同意書の取得。(モバイルWi-Fiルーターの設定。)必要文書印刷。持ち帰り時の学習計画と、そこへ向けた校内での学習や情報モラルの指導。
B. 貸し出し ↓	<ul style="list-style-type: none">端末や電源ケーブル、モバイルWi-Fiルーターの貸し出し状況を管理簿等で把握。家庭での活用方法やルールの確認。
C. 返却	<ul style="list-style-type: none">返却時の動作確認により不良や故障の有無の確認 <p>故障の場合は「端末が壊れたら」へ</p>

7-1-2 端末持ち帰り

準備①

まずは、持ち帰りに関する説明や家庭のネット環境について、保護者に理解・協力を得ましょう。

端末等の持ち帰りに当たっては、保護者の理解が不可欠です。何を目的に持ち帰りをを行うのか、家庭でどんな学習を行うのか、また、持ち帰り時のルール等を具体的に確認していくことで、保護者もイメージがもて、安心してご協力いただけるようです。

また、持ち帰った際の学習に向け、校内で同様の学習方法に慣れ親しんだり、情報モラルについて学習したりして準備を進めましょう。

説明の文書や「貸出申請書」は、緊急事態宣言時など緊急を要する場合には「貸出書」として、申請がなくとも貸し出す様式の文書にするなどしてご利用ください。

(文書例) 資料1
令和3年●月●日
川崎市立●●●●●●
校長 ●●●●●●

依頼者様
令和3年●月●日
川崎市立●●●●●●
校長 ●●●●●●

GIGA 端末の持ち帰りと家庭での利用について

ご自宅より川崎市と本校の教育活動に特別のご理解とご協力をいただき、深く御礼申し上げます。
先日配付させていただいた「インターネットを活用した学習環境の構築について」では、お忙しい中ご回答いただきありがとうございます。川崎市では「かわさき GIGA スクール構想」といたしまして、義務教育課程1人1台分の端末を整備し、かわさを教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けた取組を推進しております。前活動もございましたので、ご参照ください。
●月より、今年度のさらなる子どもたちの学びの保障のため、GIGA 端末を家庭に持ち帰り、学習用具の一つとして活用するための準備を進めてまいりたいと思います。この端末は、川崎市が全校児童生徒に貸し出しているものですので、持ち帰りにあたり、次の事項をご確認いただき右面の請求書貸出書を持ち帰り美濃区に学校にご提出ください。

- ご提出いただきたい書類
請求書貸出書（右面）
下記「3」. 端末等の貸出しに係る注意事項」をご確認ください。
- 家庭への貸し出し環境
GIGA 端末（全児童生徒）、モバイルWi-Fi ルーター
※先にご提出いただいた「インターネットを活用した学習環境の構築について」の趣旨を元に、家庭のWi-Fi 環境のない家庭に対してモバイルWi-Fi ルーターの貸し出しを行います。
学校から伝えられている学習に関わることでのみ使用してください。家庭内の私的利用は、ご遠慮ください。
- 端末等の貸し出しに係る注意事項
(1) 家庭学習を行うための貸し出しです。お子様が目的の外のために使用することがないように、各ご家庭で管理・監督の徹底をお願いします。
(2) 貸し出し申請を、他人へ転貸（また貸し）はご遠慮ください。
(3) 借受人が端末等の利用により何らかの損害、譲渡等を負った場合でも、川崎市は責任を負いません。
(4) 端末等の利用において不具合が生じた場合は、すぐに学校へ報告してください。
(5) USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用はご遠慮ください。
(6) 端末等は、破損・紛失・盗難が異いよう丁寧に取り扱いってください。
(事由によっては、借受人による異状検出や弁償などが発生する場合があります。)
- 端末持ち帰りの試行について
実施期間 ●月●日まで（年度内において、学校が定める期間）
実施内容 学校との連絡、親睦への回答等（実施に応じた内容）

端末等貸出書

次の通り、端末等を貸出致します。またこの貸し出しにあたっては、「GIGA 端末の持ち帰り」と家庭での利用について」の「3. 端末等の貸し出しに係る注意事項」をご確認ください。

貸与品（下記にレ点が入っている機材を貸し出します。）

<input checked="" type="checkbox"/>	GIGA 端末（充電アダプター含む）	【児童生徒全員へ貸し出します】
<input type="checkbox"/>	モバイルWi-Fi ルーター（充電アダプター含む）	【貸出対象の方へ貸し出します】

貸与者

学年・学級	児童生徒名	請求番号
年 組		

Wi-Fi 接続等状況調査

※下の□に印をお願いします。

接続できた。
 接続できなかった。

接続できなかった場合は、枠内におかたの範囲で理由や原因をお知らせください。

今回の持ち帰りの際のお子様の学習の様子や、困った点等ありましたらお知らせください。
また、接続できても課題に取り組むことができない等問題があった場合はご記入ください。

※ ●月●日(●)のGIGA 端末返却時に学校へ持たせてください。

7-1-3 端末持ち帰り

準備②

貸出当日に向けて資料を用意しましょう。

端末活用のルールに関する書類、アプリの使用方法に関する書類、モバイルWi-Fiルータ接続方法に関する書類等を必要に応じて用意しましょう。

予めご用意いただくと効果的な各種書類は、かわさきGIGAスクール構想情報共有サイトの児童生徒向け操作マニュアル集に保存されています。

また、端末貸出時の紛失を防ぐため、端末や電源ケーブル、モバイルWi-Fiルータの貸出し状況を管理簿等で、把握しておきましょう。短期間の持ち帰り時などは、貸出書で代用することも可能です。

持ち帰りをした際には、家庭での活用のルールの確認や作成や情報モラルに関する課題を出すことで、継続的な活用につながります。

GIGA端末を使うときの5つのやくそく

□ GIGA端末を使うときは姿勢よくしよう

・GIGA端末を見るときは、目から30cm以上はなして見よう。



□ 30分に1回はGIGA端末から目をはなそう

・30分に1回はGIGA端末の画面から目をはなして、20秒以上、遠くを見よう。



GIGA端末を使ってみよう

1 GIGA端末にログインしよう



自分のなまえをたしかめたら、
パスワードを入力して、
→をクリック(タップ)

2 Chromeブラウザを起動しよう

モバイルWi-Fiルーター使用方法(Chromebook用)

モバイルWi-Fiルーターの充電の入れ方・起動の仕方

ルーター本体の左側面上部にある「電源ボタン」を3〜5秒押し続けます。



しばらくすると「上」にスライドしてロックを解除と表示されるので矢印方向に指で液晶画面をスライドします。



「コード7」のエラーメッセージが表示された場合は「OK」をタッチして下の本体設定を操作してください。

メッセージ受番

コード7。お申し込み時のエラーで電源を入れています。あるいは、帯電している可能性があります。それは何の理由もなく発生し、充電センターにご連絡ください。



※ エラーメッセージが出た場合の本体設定 (SIM カードの選択)

7-1-4 端末持ち帰り

準備③

持ち帰り学習実施後、児童生徒が登校した際には、端末の故障や破損箇所はないか必ずご確認ください。長期間貸し出しをした場合には「端末等返却証明書」を発行するなどして、行き違いのないようにしましょう。

また、日常的な持ち帰りの際には、端末持ち帰りの有無を家庭とうまく共有することで、端末の所在を家庭と共有し、紛失等のトラブルを未然に防止することができます。令和3年度には、GIGA端末カードを作成し、持ち帰った際に保護者から押印をもらうなどして工夫している学校がありました。

GIGA端末貸し出しカード

名前()

日にち	内容	家の中のサイン
12月1日	ドリルパーク	

令和 年 月 日

様

端末等返却証明書(例)

つぎのとおり、貸出し物品が返却されたことを証明いたします。

1 物品名	<input type="checkbox"/> GIGA端末(充電アダプター含む) <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター(充電アダプター含む) <input type="checkbox"/> 端末及びモバイルWi-Fiルーター (充電アダプター含む)の両方
2 貸出し期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
3 備考	

令和 年 月 日()
貸出者:川崎市立 学校
学校長

7-1-5 端末持ち帰り

端末持ち帰り時の活用事例

端末を持ち帰った際の学習は、まずは学校でやったことがあるアプリや操作を使ってできることに取り組みましょう。

また担任がクラスルームに課題やお知らせを書き込む時間帯を決めるなどすると、児童生徒の学習習慣をつける一助となります。課題に取り組む際に要する時間等を明確に伝えることなども、保護者は安心するといった声も届いています。

ドリル学習

ドリルパークの課題は、操作も簡単で取り組みやすいものとなっております。AI機能も追加され誤答に関連した問題が出題されるなど、意欲を保ちながら続けることができます。自分の学年の問題だけでなく下学年の問題に取り組むこともできます。

「課題把握 → 取り組む → 提出」の流れで取り組む

学習に慣れてきたら授業の中でクラスルームを使い、課題の確認から提出までを行い、これを家庭でも行うことで学校と同じ流れで課題解決をする流れを習慣化できます。教科書の課題に取り組む提出したり、NHK for School を視聴して感想を書いたり、月の写真を撮り変化の様子を記録したりすることで、家庭学習の幅が広がります。

この流れが定着すると、臨時休業中等の学びがスムーズに行え、オンデマンド型の学習であっても充実した学びを行うことができます。

クラスルームでの伝達、発信

クラスルームに課題や次の日のお知らせ、先生からのメッセージをストリームに入力することで、子どもたちが毎日予定を確認する週間が身に付き、また端末の使い方になれます。

調べ学習

疑問に思ったことや、興味をもったことを即座に調べることができるのは、GIGA端末の大きな長所です。時間のある週末などに、自分で決めたテーマについて調べ、スライドにまとめる学習を通して、情報活用能力を高めることも可能です。はじめは、自分の興味関心に応じたものを、慣れてきたら課題解決に向けたテーマで取り組むことで、主体的な学びにつながります。

情報モラル

持ち帰った際に「学習に関係の無い使い方をしてしまう・止め時が分からず、画面をずっと見続けてしまう」などの課題が報告されています。

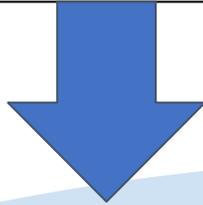
事前に、学校でルールの確認をしたり情報モラルについて指導を行うのはもちろん大切ですが、持ち帰りを機に、家庭でのルールづくりや、家庭での使用方法について考える時間を設けることも大切です。家庭での情報モラル教育には「[川崎市版保護者向け インターネットガイド](#)」が有効です。

また、持ち帰り前に、「きょうあした」や「5つのやくそく」などを活用し、家庭での利用について事前に確認すると、より効果があがります。

7-2-1 臨時休業中の学びの保障

基本的な考え方

児童生徒の学びが保障されるように配慮し、GIGA端末を活用したオンライン指導等を積極的に取り入れる。



GIGA端末を活用した オンライン指導

心のケア

学びの保障

安心・安全のための留意点、ガイドライン

<オンライン指導等の際の留意事項>

<教育のオンライン利用に伴う情報

セキュリティに関するガイドライン(改訂版)>

GIGA端末を活用したオンライン指導には大きく「心のケア」と「学びの保障」の2つの側面があります。オンライン指導にあたっては、留意事項やガイドラインを参照にしながら、安心・安全な指導を心がける必要があります。

7-2-2 臨時休業中の学びの保障

安心・安全のための留意点、ガイドライン

オンライン指導等を行う際には、下記に留意し学習の計画を立ててください。

＜オンライン指導等の際の留意事項＞

- 「緊急事態宣言期間における 市立学校における教育活動ガイドライン」の最新版を確認する。
- 「教育のオンライン利用に伴う情報セキュリティに関するガイドライン(改訂版)」に準じた活用を計画する。
- 「オンライン利用届出書」を作成し、チェックリストによる配信方法について確認する。

＜教育のオンライン利用に伴う情報セキュリティに関するガイドライン(改訂版)(抜粋)＞

発信者(各学校、教育委員会等)

- ① 動画内容及び配信については、管理職の責任のもと行うこと。
- ② 肖像権に配慮すること。
- ③ 著作権に留意すること。
- ④ 個人情報を出さないこと。
- ⑤ インターネットの特性(非対面性、公開性、記録性等)に配慮すること。
- ⑥ オンラインサービス利用時には各サービスの「利用規約」を確認すること。
- ⑦ 使用する端末及びアカウントは原則として所属内のものとし、ソフトウェアのバージョンアップ、セキュリティパッチが最新かどうか使用前に確認し、最新版ではないソフトウェアは使用しないことなどに留意すること。

＜令和3年9月に実施したオンライン授業配信での活用の様子＞

効果的だった活用



授業配信を閲覧した児童生徒や保護者の感想

- 教室での様子がわかって安心した。
- ICTを活用した授業はわかりやすい。
- 感染を気にせずに安心してできた。

＜臨時休業時に限らず＞

GIGA端末を使ったオンラインでの指導は、臨時休業時に限らず、何らかの理由で、数日からしばらくの間登校できない児童生徒への学習支援としても効果的です。

子どもたちの心のケアや学びの保障のためにできることを模索し、オンライン指導も視野に入れた配慮が必要で

7-3-1 オンライン指導・オンライン活用

オンライン指導について

オンライン指導には大きく「心のケア」と「学びの維持」の2つの側面があります。また様々な指導の分類があります。これらをうまく組み合わせ、どのようなねらいをもって学習を計画するのがオンライン指導の大きなポイントとなります。



オンライン指導の分類

オンライン指導はリアルタイムだけじゃない。

	非同期 (オンデマンド)	同期 (リアルタイム)
単方向 →	A 単方向非同期の学習 - 課題や資料の配付	B 単方向同期の学習 - ライブ配信。
双方向 ← →	C 双方向・非同期学習 - 課題の回収 - 質疑応答、意見交換	D 双方向・同期学習 - リアルタイム - 課題や資料の配付 - 回答の回収 - 質疑応答、意見交換
その他	E オフラインでの課題解決	



教室等の映像を伴うオンライン利用の場合には「7-2-2 臨時休業中の学びの保障」記載の留意点を、具体的な課題例については「7-3-4 オンライン指導・オンライン活用」「7-1-6 端末持ち帰り」をご参照ください。

7-3-2 オンライン指導・オンライン活用

オンライン指導チェックリスト

オンライン指導を行う際には、チェックリストを参考に安心・安全に活用するための準備ができているか、確認をしてください。

<児童生徒・保護者への確認>

- オンライン上に映り込む児童生徒や保護者に、内容を伝え、情報掲載の同意を得た。(同意書を取った。)許諾を得ていない場合、音声やぼかしを入れた顔も肖像権を侵害することを認識している。
- 名札を外すなど、第三者に個人が特定できないよう配慮をしている。映り込みに配慮する児童生徒も確認できている。

<教材作成に関する確認>

- 改正著作権法(第35条)※を確認した。著作権の利益を不当に害することはない。※詳細は「オンラインガイドライン」をご参照ください。

<受信する側への確認>

- URLやID、パスワード等は、公開先を必要な相手だけに限定している。受信者に動画視聴用の「URL」や「ID」「パスワード」を他人に教えないことを伝えた。

- 受信者に、録音や動画撮影、スクリーンショット機能による記録や保存等はしてはならないことを伝えた。万一、録音や動画撮影、スクリーンショット機能による記録や保存等が行われインターネットに公開されてしまった場合、完全には削除できないことを認識している。

<ソフトウェア、アプリケーションおよび端末使用に関する確認>

- 利用するオンラインサービスの利用規約を確認した。
- 利用するソフトウェアは最新でセキュリティ面に配慮したものである。
- 川崎市より貸与されている所定の端末を使用している。
- 【双方向】Zoomを利用する際は、「待機室を有効化」した。【単方向】YouTubeを利用する際は、公開設定を「限定公開」にした。
- アカウントを取得した際は、アカウントの運用ルールや運用ポリシーを作成し、運用ポリシーを学校ホームページに掲載した。

<センターへの届出>

- 総合教育センター 情報・視聴覚センターに「オンライン利用」届出書を出した。また、実施後、総合教育センター 情報・視聴覚センターに報告書を提出する予定である。

オンライン指導を実施する際には、オンライン利用届出書の提出をお願いいたします。

7-3-3 オンライン指導・オンライン活用

オンライン指導の実践例(ねらいに応じた学習計画が大切です。)

A.オンラインでの授業配信・交流学習	B.オンデマンド型の学習	C. 普段の持ち帰り学習 ＋オンライン交流
<p>単方向や双方向のリアルタイム配信では、授業の様子をリアルタイムに確認したり、顔を突き合わせて意見交換をしたりすることができます。</p> <p>また、行事等を配信することで、密になることなく、学習の様子を保護者に伝えることも可能です。</p>	 <p>オンデマンド型の学習は、クラスルーム等にある課題を見て、パソコン上で課題解決をしたり、教科書やノートを使って課題解決を行ったりします。自分の都合の良いタイミングで取り組むことができること。ずっとつながりっぱなしでなくても取り組めることが特徴です。</p>	<p>日ごろから「B.オンデマンド型の学習」に取り組んでおくと、臨時休業時にはこのスタイルを継続しつつ、意見交換や発表の場面だけ「A.オンラインでの交流学習」を取り入れるといった学習が可能となります。送出のみの授業や、オンデマンド型だけでの学習に比べメリハリのある学習が可能となります。</p>
<ul style="list-style-type: none">・Meetを使った授業配信・Meetを使った交流学習・Jamboard等を使った教室と家庭の同時編集・行事等の配信・質疑応答、意見交換 	<ul style="list-style-type: none">・動画を見た感想をクラスルームに提出・ドリルパークに取り組む・ドキュメントなどで作成された課題に取り組む。・クラスルームに示された課題をもとに、教科書の問題に取り組む	<ul style="list-style-type: none">・動画を見た感想を、Meetで共有・Meetで算数の問題の答え合わせ・作成したスライドを Meetで発表・資料を読んだ気づきを同じ時間に Jamboardで共有 